

1. 改正の概要

- 平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税の税率が段階的に引下げられます。
平成28年度及び29年度: 23.9% (改正前) ⇒ 「**23.4% (改正案)**」 平成30年度: 23.9% (改正前) ⇒ 「**23.2% (改正案)**」

【法人税の税率】

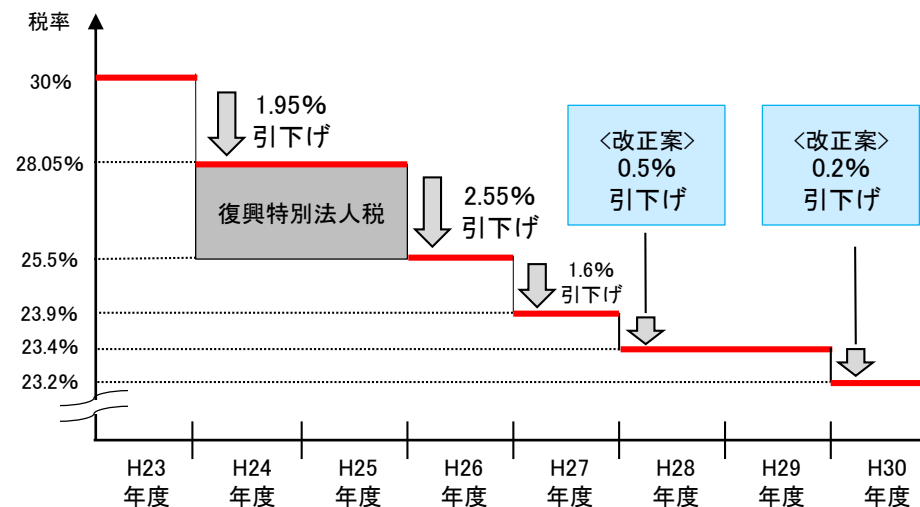
		改正前		改正案		
		平成28年度	平成29年度以降	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
中小法人(※1)、一般社団法人等 及び人格のない社団等	年800万円以下の金額	15%	19%	15%	19%	19%
	年800万円超の金額	23.90%	23.90%	23.40%	23.40%	23.20%
中小法人以外の普通法人		23.90%	23.90%	23.40%	23.40%	23.20%
一般社団法人等以外の公益法人等、 協同組合等及び特定の医療法人 (一定の法人を除く)	年800万円以下の金額	15%	19%	15%	19%	19%
	年800万円超の金額	19%		19%		

【法人実効税率(※2)】(標準税率ベース)

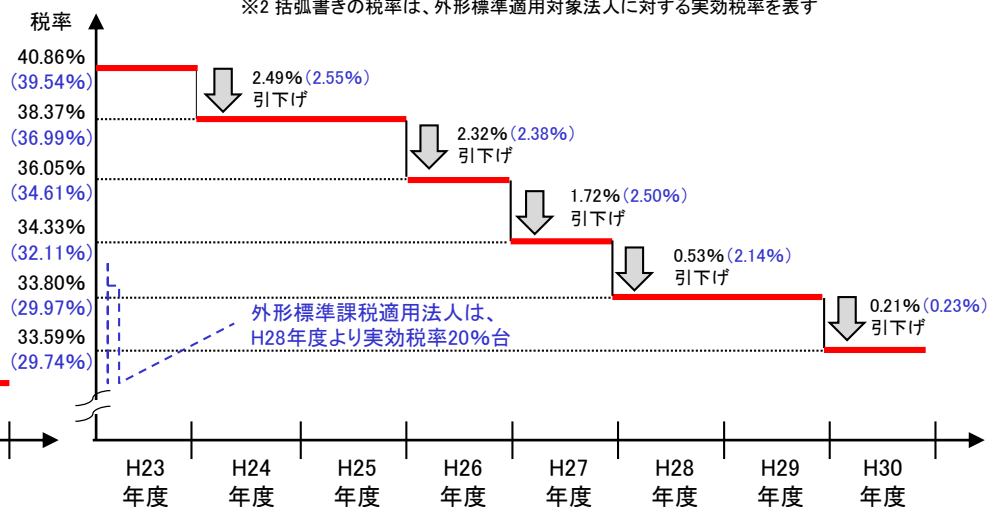
		改正前		改正案		
		平成28年度	平成29年度以降	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
中小法人(※1.3)	年400万円以下の金額	21.42%	25.90%	21.42%	25.99%	25.99%
	年400万円超 年800万円以下の金額	23.20%	27.58%	23.20%	27.57%	27.57%
	年800万円超の金額	34.33%	34.33%	33.80%	33.80%	33.59%
中小法人以外の普通法人(※4)		31.33%	31.33%	29.97%	29.97%	29.74%

- (※1) 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人(資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)をいいます。
 (※2) 法人実効税率は、住民税の均等割、事業税の資本割及び付加価値割を含めずに計算しています。
 (※3) 住民税、事業税の標準税率を適用しています。年800万円、400万円以下の金額に対する税率は、軽減税率適用法人に適用されます。
 (※4) 住民税、事業税の標準税率を適用し、事業税の軽減税率不適用法人として計算しています。
 (※5) 住民税、地方法人税、法人事業税及び地方法人特別税は、改正案の税率により計算しています。

【法人税等の税率の推移】 ※中小法人以外の普通法人に対する税率、中小法人、一般社団法人等及び人格のない社団等のうち年間所得800万円超の金額に対する税率



【実効税率の推移】 ※1 中小法人以外の普通法人に対する税率、中小法人、一般社団法人等及び人格のない社団等のうち年間所得800万円超の金額に対する税率を使用
※2 括弧書きの税率は、外形標準適用対象法人に対する実効税率を表す



2. 実務上の留意点

- 法人実効税率の引下げに伴い、既に計上されている繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の一部取崩しが必要になる。

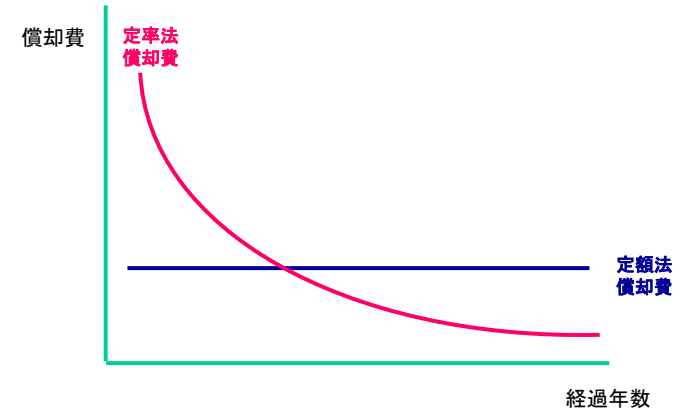
3. 今後の注目点

- 財産評価基本通達における非上場会社株式の評価の際の、純資産価額方式の計算上控除される含み益相当額に係る法人税額等相当額の税率(現行38%)の引下げ※。
- ※ 平成27年度税制改正による法人税率の引下げにより、平成27年4月1日以後の相続、遺贈又は贈与に係る法人税額等相当額の控除割合が40%から38%に引下げられている。

1. 改正の概要

- 法人税率の引下げに伴う財源確保のため、減価償却について建物と一体的に整備される建物附属設備や構築物の償却方法として、定率法が廃止されます。
- 建物附属設備及び構築物の減価償却方法について定率法が廃止され、定額法となります。
 - 鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物について定率法が廃止され、定額法又は生産高比例法となります。

資産の区分	償却方法	
	改正前	改正案
建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く。)	定額法 又は 定率法	定額法
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る。)	定額法、定率法 又は 生産高比例法	定額法 又は 生産高比例法



○平成28年4月1日以後に取得する資産について適用される。

○定率法と定額法の償却費を比べると、グラフから見て分かるように、初期における償却費が減少する。

2. 実務上の留意点

- 定率法から定額法に変更した場合、初期の償却費が少なくなるので、初期の税負担が増加する。
- 会計上の償却方法を変更するか否かを検討する必要がある。

法人税～欠損金繰越控除限度額と繰越期間の延長時期の見直し

1. 改正の概要

- 平成27年度税制改正における欠損金の繰越控除限度額の見直しに伴う企業経営への影響を平準化及び法人実効税率の更なる引下げに備えた財源確保を目的として、次の改正がされます。

①欠損金の繰越控除限度割合を次のように段階的な引下げを行います。

「平成28年4月～平成29年3月開始事業年度分：65% → 60%」「平成29年4月～平成30年3月開始事業年度分：50% → 55%」

②欠損金の繰越期間を「9年」から「10年」に延長する施行時期：「平成29年4月以後」→「平成30年4月以後」の開始事業年度発生分

事業年度開始日		平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日以後
欠損金の 繰越控除限度額	中小法人等 (※1)	所得金額(※2)			
	改正前	所得金額(※2) × 65%		所得金額(※2) × 50%	
	改正案	所得金額(※2) × 65%	所得金額(※2) × 60%	所得金額(※2) × 55%	所得金額(※2) × 50%
欠損金の 繰越期間	改正前	9年(※3,4)		10年(※3,4)	
	改正案	9年(※3,4)			10年(※3,4)

(※1) 期末資本金額1億円以下の中小法人等(期末資本金額5億円以上の法人の完全子法人等を除く)、更生手続開始の決定等の一定の事実が生じた法人、新設法人の設立日から同日以後7年を経過する日までの事業年度等は、繰越控除限度額が100%のまま改正なし。

(※2) その事業年度の欠損金の繰越控除前の所得金額をいう。

(※3) その事業年度に発生した欠損金について適用する。例えば、改正案において、H30.3期発生欠損金は9年となり、H31.3期発生欠損金は10年となる。

(※4) 欠損金の繰越控除制度適用に係る帳簿書類の保存要件における保存期間、更正の期間制限、更正の請求期間も平成30年度分から10年となる。

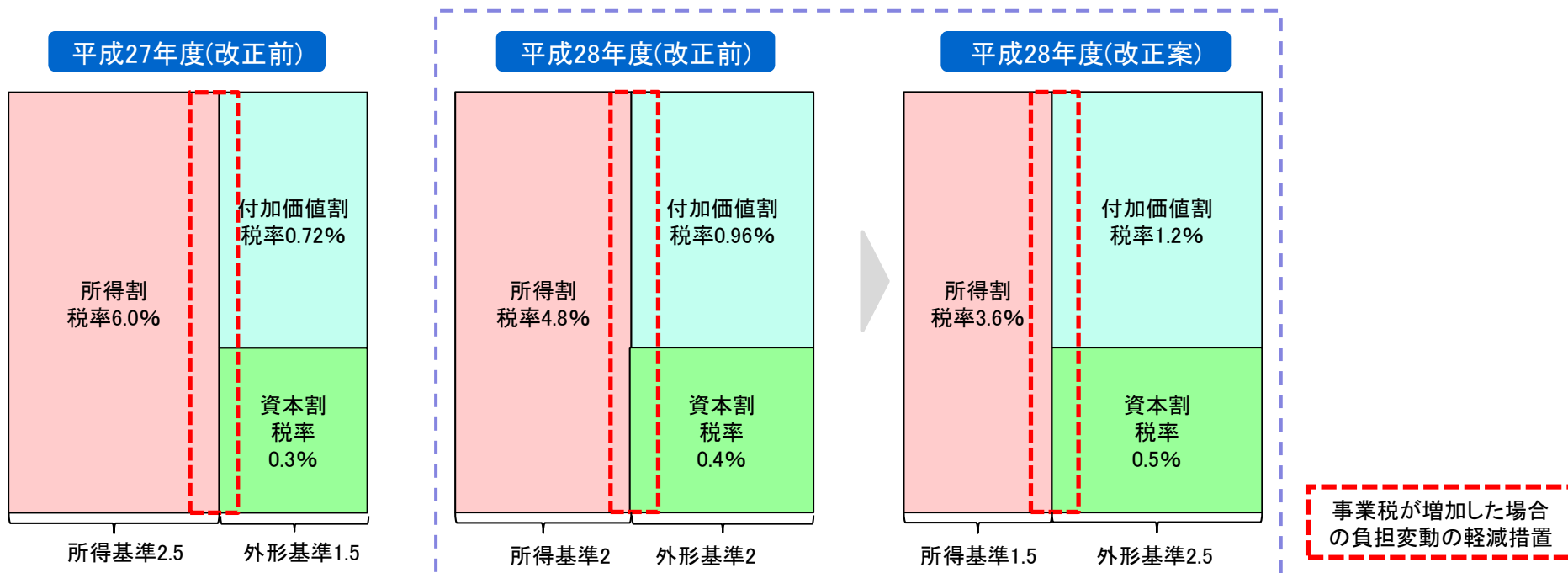
2. 実務上の留意点

- 控除限度額の引下げペースの変更により、繰越欠損金を有する法人の事業計画(利益計画)に影響があることから、既に計上されている繰延税金資産及び繰延税金負債の増減の再検討や将来計画に基づく企業価値算定(DCF法等)に留意が必要である。

1. 改正の概要

- ・ 外形標準課税の拡大として付加価値割及び資本割の税率が平成27年度改正に続き上げる一方、所得割の税率は引下げられます。
- ・ 所得割の税率引下げに伴い、資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税率が93.5%から414.2%へ上げられます。
- ・ 外形標準課税の拡大に伴う負担増の軽減措置として平成27年度改正で創設された「法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置」が拡充されます。

【外形標準課税の対象法人(資本金1億円超の法人)】 (※) 外形標準課税の対象外となる資本金1億円以下の法人については改正なし。



【法人事業税率の改正】

		改正前		改正案
		平成27年4月1日 以後開始事業年度	平成28年4月1日 以後開始事業年度	平成28年4月1日 以後開始事業年度
付加価値割		0.72%	0.96%	1.2%
資本割		0.3%	0.4%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	1.9% (0.3%)
	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)	2.7% (0.5%)
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)	3.6% (0.7%)
地方法人特別税率		93.5%	152.6%	414.2%

(※1) 所得割の括弧書きの税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率を標準税率の2倍(改正前:1.2倍)に上げる。

(※2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

○平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

平成28年度 税制改正解説

法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大③

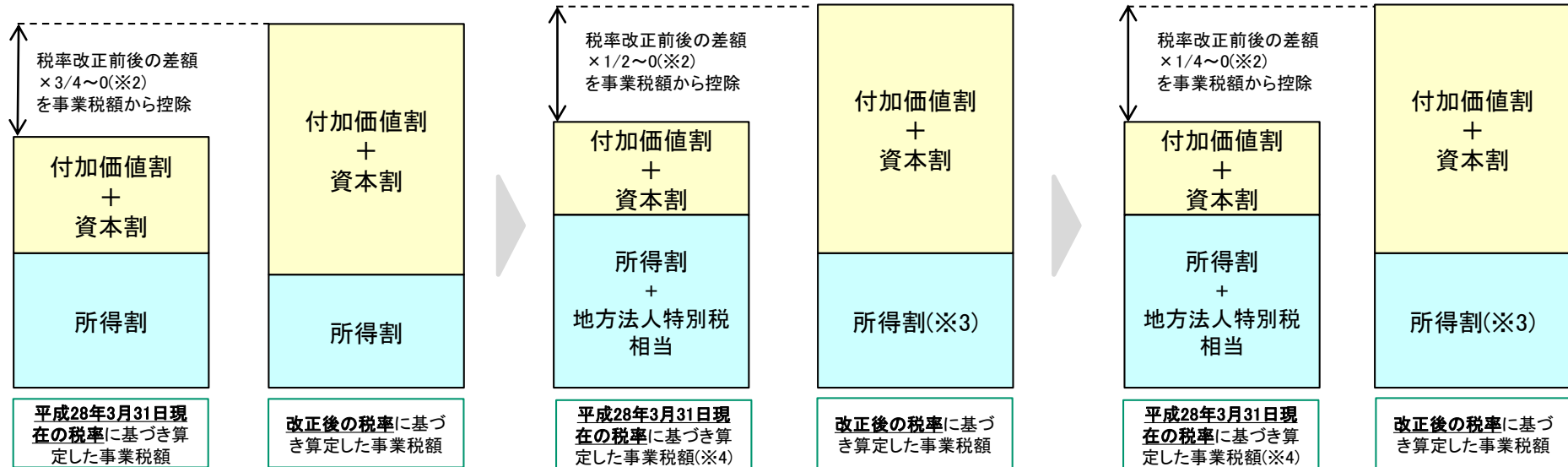
【外形標準課税の拡大に伴う負担増の軽減措置の改正】
 <事業税額から控除する金額>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
付加価値額が30億円以下の法人	(改正後の税率に基づく事業税-平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税)×3/4	(改正後の税率に基づく事業税-平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税)×1/2	(改正後の税率に基づく事業税-平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税)×1/4
付加価値額が30億円超40億円未満の法人	(改正後の税率に基づく事業税-平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税)×(付加価値額に応じて3/4~0)	(改正後の税率に基づく事業税-平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税)×(付加価値額に応じて1/2~0)	(改正後の税率に基づく事業税-平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税)×(付加価値額に応じて1/4~0)

平成28年度(※1)

平成29年度(※1)

平成30年度(※1)



- (※1) 平成28年度:平成28年4月1日以後開始事業年度 平成29年度:平成29年4月1日以後開始事業年度 平成30年度:平成30年4月1日以後開始事業年度
 (※2) 付加価値額が30億円以下の法人は、3/4(平成28年度)、1/2(平成29年度)、1/4(平成30年度)となり、30億円超40億円未満の法人は付加価値額に応じて、3/4~0(平成28年度)、1/2~0(平成29年度)、1/4~0(平成30年度)となる。
 (※3) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止し、所得割に還元される。
 (※4) 平成29年度、平成30年度も「平成28年3月31日現在の税率」に基づき算定した事業税額と比較する。

○平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

2. 実務上の留意点

- ・ 税負担軽減措置は時限立法であり、その控除割合は段階的に引下げられる。
(平成28年度 3/4 →平成29年度 1/2 →平成30年度 1/4)

3. 今後の注目点

- ・ 付加価値額が30億円超40億円未満の法人に対する外形標準課税の拡大に伴う負担増の軽減措置における付加価値額に応じた控除割合の具体的な計算方法。
- ・ 平成27年度税制改正で見送られた、中小法人への外形標準課税の適用拡大の可能性。
- ・ 外形標準課税の拡大を踏まえた、分割基準や資本割の課税標準の今後の改正の動向。

1. 改正の概要

地方法人課税について、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、以下の見直しが行われます。

- ・法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税の税率について当該引下げ分相当の引上げをします。
- ・地方法人特別税・譲与税を廃止して法人事業税に還元し、法人事業税の一部を市町村へ交付します（特別区相当分については、特別区調整交付金の財源とされます）。

【法人住民税法人税割と地方法人税の税率の改正】

【計算式】

$$\text{課税標準 (法人税額がベース)} \times \text{税率}$$

	改正前		改正案	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
①法人住民税法人税割				
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%
合計	12.9%	16.3%	7.0%	10.4%
②地方法人税(※)	4.4%		10.3%	
①+②	17.3%	20.7%	17.3%	20.7%

【計算例による改正前・改正案の税額比較】

＜前提＞

標準税率が適用される普通法人
課税標準(法人税額) 100万円

改正前			
道府県民税法人税割	100万円	× 3.2%	= 3.2万円
市町村民税法人税割	100万円	× 9.7%	= 9.7万円
地方法人税	100万円	× 4.4%	= 4.4万円
合計			17.3万円

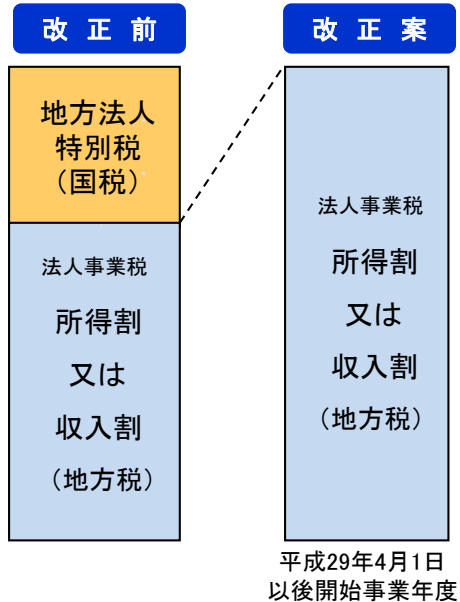
改正案			
道府県民税法人税割	100万円	× 1.0%	= 1万円
市町村民税法人税割	100万円	× 6.0%	= 6万円
地方法人税	100万円	× 10.3%	= 10.3万円
合計			17.3万円

※改正前後で納税額の合計はおおむね同額となる。

※地方法人税は、地域間の税収格差を是正するために導入され、法人住民税法人税割の一部について、再配分を行う。平成26年10月1日以後に開始する事業年度に導入された。

○平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

【法人事業税の改正】



＜地方法人特別税・譲与税の廃止＞

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元する。これに伴い、地方法人特別譲与税は平成30年8月の譲与分をもって廃止される。

＜法人事業税交付金制度の創設＞

平成29年度から、都道府県から市町村へ法人事業税の一部を交付する制度が創設される。

- ①道府県は、納付された法人事業税の5.4%を市町村へ交付する。
- ②都は、納付された法人事業税の5.4%を市町村へ交付し、特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる。
- ③①②の市町村に対する支払いについては、従業員数を基準として行う。

【地方法人特別税の改正】

資本金1億円超の普通法人(外形標準課税適用法人)の地方法人特別税の税率が、地方法人事業税(所得割)の税率変更に合わせて、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から改正される。(平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止され、法人事業税に復元される。)

地方法人特別税(※1、2)	改正前	改正案	
	平成27年度	平成28年度(※3)	平成29年度以降(※4)
外形標準課税適用法人以外の所得割額に対する税率	43.2%	43.2% (変更なし)	廃止
外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	93.5%	414.2%	廃止

※1 地方法人特別税は地域間の税収格差を是正するために導入され、法人事業税の一部について、地方法人特別譲与税として各都道府県に再配分(譲与)を行う。平成20年10月1日以後に開始する事業年度から導入された。

※2 地方法人特別税額＝基準法人所得割額×地方法人特別税の税率

※3 平成28年4月1日以後に開始する事業年度をいう。

※4 平成29年4月1日以後に開始する事業年度をいう。

2. 実務上の留意点

- ・法人住民税法人税割の税率引下げと地方法人税の税率引上げが行われるが、合計の税負担は改正前とおおむね同額である。
- ・地方法人特別税が廃止され法人事業税に復元されるが、合計の税負担は改正前とおおむね同額である。

3. 今後の注目点

- ・消費税率10%時においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図る措置を講ずる予定である。

1. 改正の概要

- ・雇用促進税制の対象となる増加雇用者(※1)の範囲が、同意雇用開発促進地域(※2)内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者に限定されます。
- ・一定の調整計算(※3)を加えた上で、所得拡大促進税制との併用が可能となります(※4)。
- ・適用期限が平成30年3月31日まで延長されます。
- ・所得税についても同様の改正が行われます。

内容		改正前	改正案
本体部分	①増加雇用者(※1)の判定対象事業所	全事業所	同意雇用開発促進地域に存する事業所
	②税額控除額	増加雇用者×40万円	増加雇用者(※5、6)×40万円
	③所得拡大促進税制との併用	不可	可(調整計算あり)
地方拠点強化税制の特例部分	所得拡大促進税制との併用	不可	可(調整計算あり)

(※1)増加雇用者とは当期末の雇用者数から前期末の雇用者数を控除した数をいう。

(※2)有効求人倍率が低い地域として地域雇用開発促進法に定める一定の地域をいう(平成27年10月1日現在 28道府県 100地域)。

(※3)所得拡大促進税制の対象は、雇用者給与等支給額から増加雇用者に対する給与等支給額として一定の方法により計算した金額を控除した金額となる。

(※4)地方拠点強化税制の特例部分についても所得拡大促進税制との併用が可能となる。

(※5)無期雇用かつフルタイムの雇用者に限る。

(※6)新規雇用に限るものとし、雇用者数の上限は当該事務所及び法人全体の増加雇用者が上限となる。

○平成30年3月31日まで延長

2. 実務上の留意点

- ・増加雇用の適用対象となる事業所が、全事業所から、有効求人倍率の低い地域に存する事業所のみとなった。
そのため、東京、大阪など都市部でのみ事業所を構える事業者については、適用が受けられないこととなる（適用対象範囲の縮小）。
- ・その一方で所得拡大促進税制との併用が可能となり、税制措置は拡大された。

3. 今後の注目点

- ・所得拡大促進税制と併用する場合の具体的な調整計算の方法。
- ・適用要件の判定（法人全体で判定をするのか、対象事業所のみで判定をするのか）。

法人税～「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備～①

1. 改正の概要

- ・コーポレートガバナンスが強化されている上場企業等に対し、多様な業績連動報酬や株式報酬の導入を促進して、中長期の企業価値向上のインセンティブを付すことにより、経営者の「攻めの経営」を後押しするための改正が行われます。
- ・欧米で近年発達しているリストラクテッド・ストック(※1)といった新たな株式報酬について、税務上の取扱いが明確になります。
 - ① 利益連動給与の算定指標の範囲にROE(※1)その他利益に関連する一定の指標が含まれることが明確化されました。
 - ② 将来の役務提供の対価として一定の譲渡制限付株式を交付する場合には、事前確定の届出が不要となり、原則として譲渡制限が解除された日の属する事業年度において損金算入されます。

損金算入される役員給与	要件(改正前)	改正案
定期同額給与	・毎月一定額の支給であること	改正なし
事前確定届出給与	・支給時期、支給額を <u>事前に税務署長に届出</u> ていること ・届出どおりに支給すること	将来の役務提供の対価として一定の譲渡制限付株式を交付する場合には、事前確定の届出が不要となります(※2)
利益連動給与	・非同族会社であること ・算定方法が有価証券報告書に記載される <u>利益に関する指標</u> を基礎とした客観的なものであること等	算定指標の範囲にROE(※1)その他利益に関連する一定の指標が含まれることが明確化されます

(※1)次頁参照

(※2)原則として譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金の額に算入されます。なお、平成28年4月1日以後に交付の決議がされるものに限りです。

○平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

法人税～「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備～②

2. 今後の注目点

- ・ROEその他利益に関する一定の指標の具体的な内容
- ・一定の譲渡制限付株式の具体的な内容

【参考情報】

① 用語の解説

- ・リストラクテッド・ストック(Restricted Stock) : 一定期間の譲渡制限が付された株式報酬
- ・ROE(Return on Equity) : 株主資本利益率ともいい、当期純利益÷株主資本により計算される経営効率を判断する指標

② 改正の背景

- 「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」(2015年6月30閣議決定)

経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう金銭でなく株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る(P44)

- コーポレートガバナンス・コード(2015年6月1日 株式会社東京証券取引所)

経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである(P16)

- 「コーポレート・ガバナンスの実践 ～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」 2015年7月24日 経済産業省報告

我が国企業の役員報酬は依然として固定報酬中心であり、業績連動報酬や株式報酬の割合が低いことが指摘されています。欧米においては、中長期のインセンティブ報酬として、Performance ShareやRestricted Stockといった株式報酬制度が普及していますが、これと同様の仕組みを我が国で導入するための手続(金銭報酬債権を現物出資する方法)を整理しています(経済産業省HP)

1. 改正の概要

・地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除の措置が創設されます。

・制度の対象となる寄附金について、現行の損金算入措置に加えて、下記の金額が税額から控除されます。

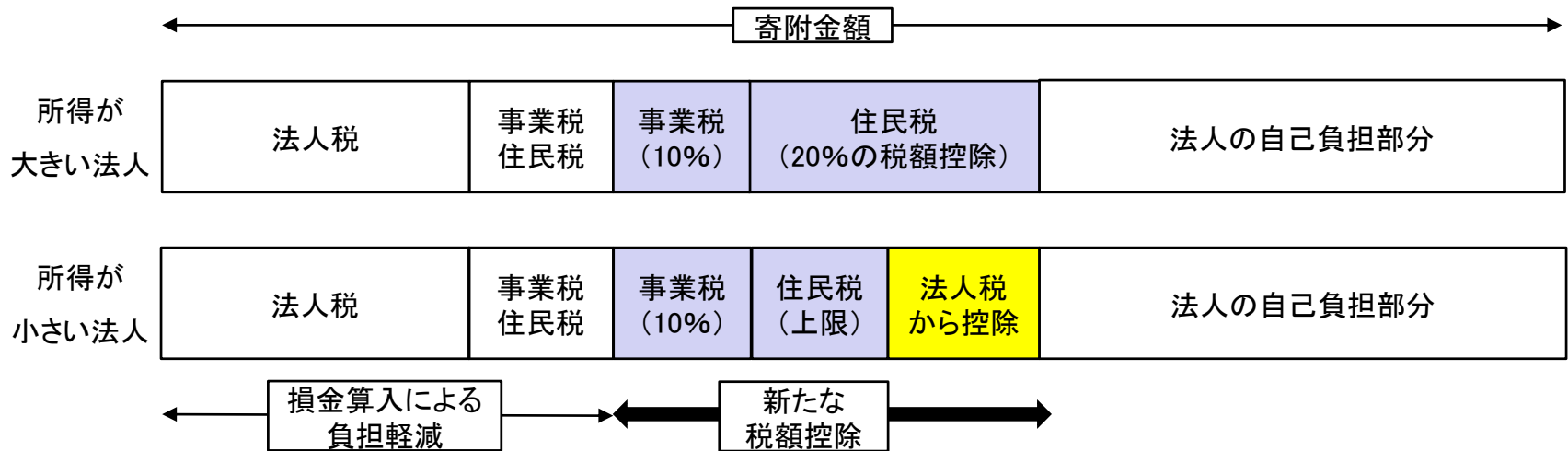
(従前どおり、地方公共団体に対する寄附金については、全額が損金の額に算入されます。)

- ① 法人事業税： 寄附金額 × 10% (事業税額の※20%が上限とされます。)
- ② 法人住民税： 寄附金額 × 20% (法人住民税法人税割額の20%が上限とされます。)
- ③ 法人税 : ②で控除しきれなかった金額と寄附金額 × 10%とのうちいずれか少ない金額
(法人税額の5%が上限とされます。)

※ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度については、事業税額の15%が上限とされます。

○地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に支出する寄附金について適用される。

【税額控除のイメージ図】



【参考】 対象となる寄附金について

・対象となる寄附金は、改正後の地域再生法に規定される予定であり、認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業(仮称)に関連する寄附金とされている。

対象となる地方公共団体 : 地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村

※三大都市圏にある地方交付税の不交付団体である都道府県・市町村は対象外

※法人の主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は対象外

対象事業 : 地方版総合戦略に位置づけられた、地方創生を推進する上で効果の高い事業

※対象事業について地域再生計画を作成し、国から認定を受ける仕組みとされている。

2. 実務上の留意点

- ・法人の所得金額等の状況によっては、税額控除の金額の合計額が異なる可能性があるため、留意が必要である。
- ・控除の上限額に達する場合に、翌事業年度以降の事業年度への繰越制度が設けられるかどうか、留意が必要である。

3. 今後の注目点

- ・地域再生法の改正の施行日から適用される制度であるため、当該施行日の確認が必要である。
- ・改正後の地域再生法に規定される予定である、当該制度の対象となる寄附金についての確認が必要である。

1. 改正の概要

- 一定の青色申告法人が、国家戦略特別区域内において一定の設備投資を行った場合の設備投資減税(特別償却又は税額控除)につき、内容を一部見直したうえで、適用期限が平成28年3月31日から2年間延長されます。
- 新設された一定の青色申告法人が、国家戦略特別区域内において一定の事業を行った場合、設立の日から5年間、所得金額の20%を所得控除できる制度が創設されます。

【国家戦略特別区域の設備投資減税の一部見直し・延長】

			改正前	改正案
対象資産 (※1)	機械装置 開発研究用器具備品 (※2)	特定中核事業 (※3)	即時償却 又は 15%税額控除(※4)	即時償却は廃止
		上記以外	50%特別償却 又は 15%税額控除(※4)	改正なし
	建物、附属設備、構築物(※2)		25%特別償却 又は 8%税額控除(※4)	改正なし
繰越税額控除制度			1年間繰越可能	繰越不可

(※1) 国家戦略特別区域法に基づく事業実施計画に記載されたものに限る。

(※2) 対象資産となる最低取得価額は、資産の種類ごとに、それぞれ以下のとおりである。

① 機械装置 1台又は1基あたり2,000万円以上 (特定中核事業(※3) 4,000万円以上)

② 開発研究用器具備品 1台又は1基あたり1,000万円以上 (特定中核事業(※3) 2,000万円以上)

③ 建物、附属設備、構築物 合計1億円以上

(※3) 特定中核事業とは、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくため、特に促進していくべき次の事業をいう。

① 医療分野(先端的技術を活用した医療等)

② 農業分野(革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発)

(※4) 税額控除は、法人税額の20%を限度とする。

【国家戦略特別区域の所得控除の創設】

適用要件	所得控除額
以下のすべての要件を満たす場合 ① 国家戦略特別区域の指定日以後に新設された同区域内に本店等を有する青色申告法人 (担当大臣から指定をされた一定の法人に限る) ② 専ら特定事業(※1)を営むものであること ③ 国家戦略特別区域外で事業を営む場合、一定の補助的な業務(※2)を行う小規模なもの(※3)であること ④ 国家戦略特別区域内において専ら対象事業を行うこと(一定の派生業務は可能) 等	所得金額の20% (設立の日から5年間適用可能)

(※1) 国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業で、医療、国際及び農業分野の事業、インターネット等を活用した一定の研究開発事業等

(※2) 調査、広告宣伝等の業務(補助的なものに限る)

(※3) 国家戦略特別区域外の事務所に勤務する従業員の数の合計が、その法人の常時使用する従業員の20%以下であること

○国家戦略特別区域法の改正法の施行日から平成30年3月31日までの間に国家戦略特別区域の担当大臣の指定を受けた法人に適用される。

2. 実務上の留意点

- ・同一事業年度において、国家戦略特別区域の設備投資減税と所得控除の併用はできないため、事前の検討が必要となる。
(国際戦略総合特別区域における設備投資減税及び特別控除との併用も不可)

3. 今後の注目点

- ・国家戦略特別区域法の改正法の施行日とその内容
- ・所得控除の適用要件である「一定の派生業務」の内容

【参考資料】国家戦略特別区域について

<国家戦略特別区域の定義>

その区域において、産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当寄与することが見込まれる一定の地域

<これまでに指定された区域>

1. 第一次指定(平成26年5月1日指定)

- ①東京圏(東京都、神奈川県、千葉県成田市) ※ 東京都の区域については平成27年8月28日に東京都全域に拡大
- ②関西圏(大阪府、兵庫県、京都府) ③新潟県新潟市 ④兵庫県養父市 ⑤福岡県福岡市 ⑥沖縄県

2. 第二次指定(平成27年8月28日指定)

- ①秋田県仙北市 ②宮城県仙台市 ③愛知県

3. 平成27年12月15日に行われた国家戦略特別区域諮問会議において、以下の地域の追加が決定され、今後政令により指定予定

- ①広島県 ②愛媛県今治市 ③千葉県千葉市 ④福岡県北九州市

<区域計画の認定>

区域計画は、国家戦略特別区域ごとに、国・地方自治体・民間の三者から組織される国家戦略特別区域会議において、協議・作成され、内閣総理大臣が認定する。

区域計画が認定されると、当該国家戦略特別区域において、規制の特例措置の適用を受けた事業等の実施が可能となる。

1. 改正の概要

下記の制度について、適用期限が延長されます(3については一部内容の改正が含まれます)。

1. 交際費等の損金不算入制度

- ① 交際費等の損金不算入制度の適用期限が**2年延長(平成30年3月31日まで)**されます。
- ② 交際費となる飲食費の50%(中小法人の場合は交際費のうち年800万円までのいずれか)を損金に算入することができる制度も、適用期限が**2年延長(平成30年3月31日まで)**されます。

2. 大法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置

- ① 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用期限が**2年延長(平成30年3月31日まで)**されます。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例

- ① 中小企業者等が少額減価償却資産(取得価額30万円未満の減価償却資産)を取得した場合に、事業年度300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができる特例の適用期限が**2年延長(平成30年3月31日まで)**されます。
- ② 特例の対象となる中小企業者等から、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、常時使用する従業員の数が**1,000人を超える法人が除外**されます。

2. 留意点

基本的に現行制度の延長のため、特になし。

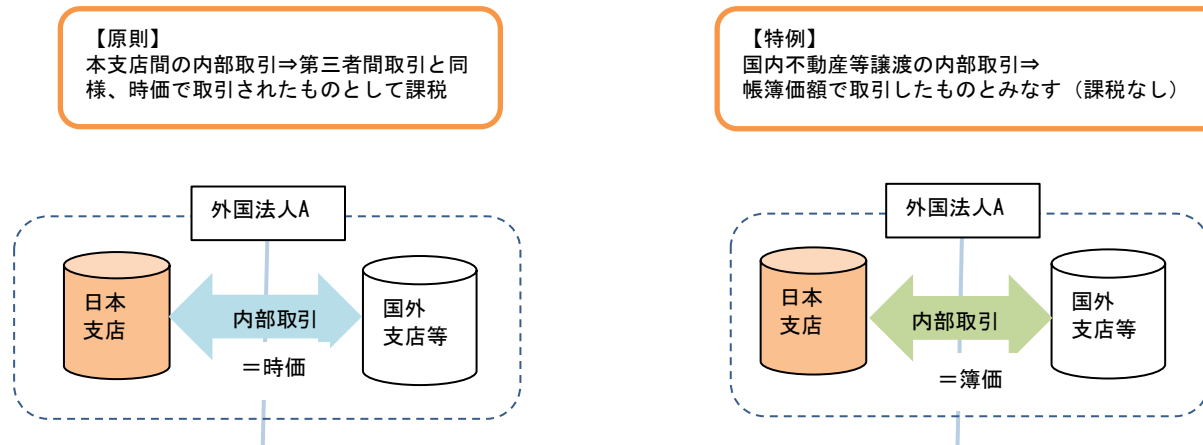
法人税～帰属主義への変更に伴う適格現物出資の改正①

1. 改正の背景

・帰属主義における外国法人の内部取引に対する課税

平成28年4月1日以降開始する事業年度より、外国法人に対する課税原則が、「総合主義」から「帰属主義」へ変更されます。これに伴い、外国法人の日本支店と国外支店等との間の取引(内部取引)について、原則として時価で取引をしたものとして課税関係が生じることとなります。ただし、内部取引が国内不動産等の譲渡である場合には、簿価で取引したものとみなされます。

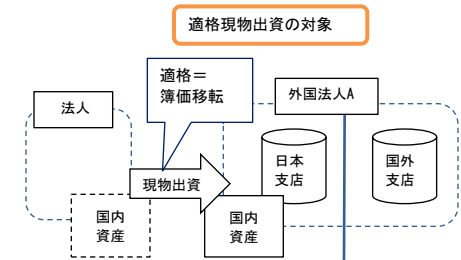
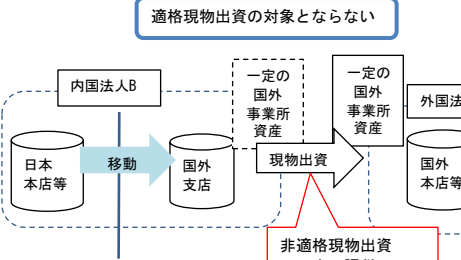
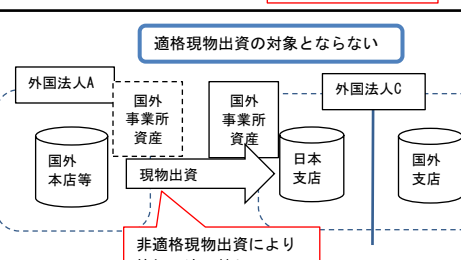
【外国法人の本支店間取引(内部取引)の課税関係】



・外国法人が関連する現物出資については、日本の課税権が損なわれる可能性があるため、一定のものを適格現物出資の対象から除外しています。本改正では、外国法人に対する課税原則が、「帰属主義」へと変更され、外国法人の本支店間取引(内部取引)の課税関係に変更が生じることに伴い、外国法人が関連する適格現物出資の範囲の見直しが行われます。

2. 改正の概要

外国法人に対する課税原則が総合主義から帰属主義に変更されたことに伴い、適格現物出資の範囲が変更されます。

項目	改正前	改正案	改正のイメージ
外国法人に対する現物出資	法人から外国法人に対する国内資産(※1)(一定のものを除く)の現物出資は、適格現物出資の対象とならない	法人から外国法人に対する国内資産の現物出資で、その全てを当該外国法人の日本支店等の「恒久的施設」に帰属させるものを適格現物出資の対象とする(ただし、日本国内の不動産等の譲渡など、内部取引が簿価で行われるとみなされる国内資産が含まれる場合は、当該資産についてその後、国外支店等との間で内部取引が行われない見込みの場合に限る)	 <p>適格現物出資の対象</p> <p>帰属主義により、外国法人Aの日本支店が行う取引は国外支店への内部取引であっても、日本における課税が担保されることになるので、外国法人Aの日本支店への現物出資は適格扱いとする</p>
	法人税法第2条第12号の14、法人税法施行令第4条の3第9項により、右記のケースは、適格現物出資の対象となる	内国法人から外国法人に対する現物出資で、当該現物出資の日前1年以内に当該内国法人の日本本店等から国外支店等の国外事業所に移動した資産(現金、預貯金、棚卸資産及び有価証券を除く)を、当該外国法人の国外事業所に帰属させる現物出資を、適格現物出資の対象から除外する	 <p>適格現物出資の対象とならない</p> <p>外国法人Aの国外本店等が行う一定の国外事業所資産の再譲渡は、日本において課税が行われないので、外国法人Aの国外本店等への現物出資は非適格扱いとする</p> <p>非適格現物出資 = 日本で課税</p>
外国法人が行う現物出資	法人税法第2条第12号の14、法人税法施行令第4条の3第9項により、右記のケースは、適格現物出資の対象となる	外国法人から他の外国法人に対する国外事業所資産の現物出資をした場合に、その資産を当該他の外国法人の日本支店等の「恒久的施設」に帰属させる現物出資を、適格現物出資の対象から除外する	 <p>適格現物出資の対象とならない</p> <p>現物出資を適格(簿価移動)とした場合には、帰属主義により、現物出資後、外国法人Cの日本支店が国外支店に移す内部取引を行うことで、日本で含み損を実現させることができるため、外国法人Cの日本支店への現物出資は非適格扱いとする</p> <p>非適格現物出資により簿価の洗い替え = 含み損の持込を防ぐ</p>

(※1) 国内資産…国内にある不動産等及びその他国内にある恒久的施設に属する資産又は負債

(※2) 国外事業所資産…国外事業所に属する資産又は負債で、国内にある不動産等を除く

○平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。